



外観



緑のお別れ室

火葬棟 入場廊下

新斎場

悠久の丘

3月15日(日) オープン

予約方法が変わります

悠久の丘は3月10日から予約受付開始

現斎場とは予約方法が変わります。3月15日(日)以降の利用分は、すべて悠久の丘へ、直接、予約してください。

現斎場(山本町)は3月14日まで

現斎場を3月14日(土)までに利用する場合は、今まで通り、市役所・各地区市民センターなどで受け付けます。

個人で予約する場合は、悠久の丘へ、電話で予約してください。

火葬・式場・待合室などの予約 ☎(649)1150。

死産・改葬・胞衣等の予約 ☎(648)9177。

受付時間 午前8時30分～

利用時間など

正式名称 宇都宮市悠久の丘。
所在地 上欠町719-1(右図)。
休場日 1月1日と友引日。ただし、友引日は通夜に限り、式場・式場控室のみ利用可。

利用時間

火葬・待合室 午前9時～午後5時15分。

式場・式場控室 午前8時30分～午後9時。

通夜控室 通夜式後から葬儀式まで。

霊安室 全日。

施設の管理者

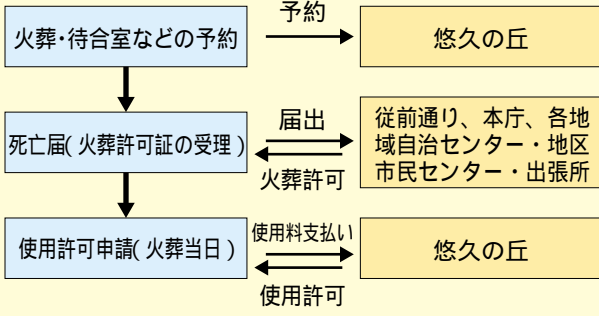
悠久の丘の運営と維持管理業務は、3月15日～平成41年3月31日の間、指定管理者の「宇都宮郷の森斎場株式会社」が行います。



市では、民間資金を活用したPFI手法により、新斎場「悠久の丘」の整備を進めてきましたが、このたび施設が完成し、3月15日に業務を開始します。
これに伴い、現在の斎場(山本町)は3月14日で業務を終了し、廃止となります。

1 PFI プライベート・ファイナンス・イニシアチブ(Private Finance Initiative)の略で、公共施設の建設・維持管理・運営について、民間の資金・経営能力・技術的能力を活用して行う手法です。

施設利用手順



施設概要

火葬棟 鉄筋コンクリート造 2階建(約9,600)	火葬炉	16基
	お別れ室	12室
	待合室(洋室)	14室
	待合室(和室)	2室
	キッズルーム、ベビールーム	各1室
式場棟 鉄筋コンクリート造 2階建(約2,100)	式場(150人収容)	2室
	式場控室	2室
	通夜控室	2室
駐車場	バス	24台
	普通車など	360台
	障がい者・高齢者などのスペース	6台



式場棟 ロビー

式場

☎(632)2866
 生活安心課斎場整備推進室

3月14日をもって廃止となります。
 市の霊きゅう車運行業務は、廃止になる業務。
 敷地内および施設内の花輪などの設置(式場での祭壇飾り付けは可能)。
 宮型霊きゅう車の敷地内乗り入れ。
 次の行為は禁止になります
 敷地内および施設内の花輪などの設置(式場での祭壇飾り付けは可能)。
 宮型霊きゅう車の敷地内乗り入れ。

午後8時。
 葬祭事業者に予約を依頼する場合
 悠久の丘は、葬祭事業者を対象に、インターネットや携帯電話などで、24時間予約を受け付けます。葬祭事業者との打ち合わせ時に、予約などの手続きを依頼してください。
 空き状況はホームページで、火葬・式場の空き状況は、悠久の丘のホームページでも確認できます。アドレスは、このページの下欄をご覧ください。
 悠久の丘の施設使用料
 使用料(下表)は、悠久の丘窓口で受付時にお支払いください。宇都宮市・壬生町在住の人と、それ以外の人では使用料が異なります。
 悠久の丘の施設使用料
 使用料(下表)は、悠久の丘窓口で受付時にお支払いください。宇都宮市・壬生町在住の人と、それ以外の人では使用料が異なります。

施設使用料

種類		単位	死亡者が宇都宮市民または壬生町住民 ²	左記以外の人	
火葬	13歳以上	1体	無料	63,800円	
	13歳未満	1体		47,850円	
	死産児	1胎		31,900円	
待合室		1室1回、2時間以内	5,350円	21,400円	
式場 (式場控室も含む)	1室 1回	告別式 3時間30分以内	150席室	32,600円	65,200円
			100席室	27,500円	55,000円
			50席室	22,250円	44,500円
	1室 1回	通夜式 4時間30分以内	150席室	41,900円	83,800円
			100席室	35,350円	70,700円
			50席室	28,600円	57,200円
通夜控室	1室 1回	翌日午前告別の場合：14時間以内	12,400円	24,800円	
		翌日午後告別の場合：18時間以内	15,950円	31,900円	
霊安室		1体1回、24時間以内	4,700円	9,400円	
胞衣汚物等処理手数料 ³		1個(4kgまで) 超過1kg	882円		
			220円		

² 宇都宮市と壬生町は、「宇都宮市悠久の丘の利用に関する協定」を締結しています。
³ 胞衣汚物等とは、分娩による排せつ物や手術などにより、生体から分離された肢体の一部または臓器の総称。